

令和元年10月29日
相模原市発表資料

令和元年 台風第19号の災害対応に関する緊急要望の結果について

本市においては、令和元年10月12日の台風第19号により、尊い人命が奪われるとともに、家屋の倒壊、道路の破損等の甚大な被害を受け、市民生活に重大な影響が生じていることから、内閣官房及び内閣府に対し、次のとおり緊急要望を行いましたので、お知らせします。

	内閣官房への要望	内閣府への要望
実施時期	令和元年10月29日(火) 午後3時	令和元年10月29日(火) 午前10時30分
要望先	菅 義偉 内閣官房長官	武田 良太 内閣府特命大臣(防災)
要望者	本村 賢太郎 相模原市長	
要望内容	別紙のとおり 内閣官房及び内閣府への要望は同じものです。	

問合せ先
企画政策課
電話 042-769-8203

**令和元年度 台風第19号の
災害対応に関する緊急要望書**



相模原市

本市では、10月12日から13日にかけて、令和元年台風第19号により記録的な豪雨に見舞われ、特に、緑区内の中山間地域においては、土砂崩れや河川の氾濫等により尊い命が奪われるとともに、家屋の倒壊・浸水、道路の破損等、大きな被害を受け、市民生活に重大な影響が及んでいます。

こうした中、被害状況の把握と応急的な対応に全力で取り組むとともに、市民生活の一日も早い安定の確保に向け、関係機関と緊密な連携を図りながら、総力を挙げて取り組んでいるところでありますが、復旧には国の支援が不可欠な状況にあります。

さらに、被災箇所には、緊急輸送道路及び2020年東京オリンピック競技大会の自転車ロードレース競技のコースが含まれていることから、早期の復旧が必須となっております。

国におかれましては、本市の実情をお汲み取りいただき、市民生活が速やかに回復するよう、災害からの早期復旧に向けて、特段のご配慮とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和元年10月29日 相模原市長

本村賢太郎

1 行方不明者の捜索への支援 〔警察庁・消防庁〕

本市緑区牧野で発生した大規模な土砂崩れで行方不明になった市民の捜索については、国や県、周辺自治体の協力のもと全力で当たっているが、地形や土砂の堆積量等、現場が厳しい状況にあり難航していることから、引き続き、行方不明者の捜索に向けて技術的、財政的支援を行うこと。

2 激甚災害への早期指定 〔内閣府〕

令和元年10月21日に『「令和元年台風第19号の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込み」について』が内閣府（防災担当）から示されているが、激甚災害として早期に指定し、必要な財政措置を講じること。

3 被災者の生活再建への支援 〔内閣府〕

被災地の市民が一日も早く日常の生活を取り戻すため、必要となる各種支援制度について、十分な財政措置を講じること。

(1) 被災者生活再建支援法の弾力的な運用

「被災者生活再建支援法」による支援金の支給については、対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊」や「一部損壊」も含めるなど、被災地の実情に応じて弾力的に運用すること。

(2) 災害救助法の弾力的な運用

「災害救助法」により生活必需品を給与又は貸与することとなっているが、被災者の視点に立って、災害救助事務取扱要領において給付対象となっていないテレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジなどを対象品目に追加すること。

4 特定大規模災害等への指定及び重要路線の早期復旧に向けた支援

〔内閣府・国土交通省〕

国道413号は、広域的なネットワーク機能を有する重要路線（緊急輸送道路）であるだけでなく、2020年東京オリンピック競技大会の自転車ロードレース競技のコースとなっていることから、「大規模災害からの復興に関する法律」に規定する特定大規模災害等に指定し、権限代行により早期に復旧を進めること。

- 5 災害復旧事業の早期実施等 〔国土交通省〕

市民の生活に欠くことのできない道路において、被災箇所が多数にわたることから、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

また、今後の円滑な災害復旧事業の実施に向けて、引き続き TEC - FORCE（緊急災害対策派遣隊）等による技術的支援を行うこと。

- 6 災害廃棄物の処理に対する支援 〔環境省〕

大量の災害廃棄物を処理するために設置した仮置場の撤去に伴う、設置敷地の原状復旧費用については、必要最低限のものしか補助対象とされていないため、通常なされる程度の原状復旧作業を対象とした国庫補助制度を整備すること。

また、災害廃棄物を迅速に処理するため、廃棄物処理における災害廃棄物の特例措置等に係る省令等を早期に整備すること。

- 7 農林業、商工業や観光業の事業再開に向けた支援 〔農林水産省・経済産業省〕

農林業者については、今回の被災により事業意欲の減退につながらないように、事業再開に向け必要な支援を行うこと。

商工業者、観光業者については、今回の災害を理由とした事業廃止等を招くことなく、とりわけ小規模企業・中小企業及び個人事業者等の事業再開が迅速かつ円滑にできるよう、建物、設備、通信機器等の復旧や更新に対する支援等、特別の支援策を講じること。

- 8 農地・農業用施設災害復旧事業における手続期間の延長 〔農林水産省〕

農地・農業用施設災害復旧事業による補助制度を適用する際、被害状況によっては短期間での対応は困難であることから、被害状況に応じた手続期間の延長等を行うこと。

- 9 農地、森林の復旧対応に係る支援体制の充実 〔農林水産省〕

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道を含む森林の復旧に向けては、地方自治体の技術・人員・予算では災害時の迅速な復旧対応が困難なものがあることから、専門家や技術者、機材等を派遣する制度を始めとする災害復旧対応に係る支援体制の充実を図ること。

1 0 復旧に向けた財政支援

〔総務省・財務省〕

被災自治体や被災地を支援した自治体が行う応急対策や復旧対策等に係る財政負担の軽減のため、国庫補助負担金の補助率等の引上げや対象範囲の拡大、特別交付税の増額配分など、十分な財政支援を講じること。

令和元年度

台風第19号の災害対応に関する緊急要望書

相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727

kikaku@city.sagamihara.lg.jp